



# 除雪作業に ご協力を

雪の季節になりました



よろしく  
お願いします

## 除雪作業をスムーズに行うため 次のことにご協力ください

### 除雪車には近づかないで

作業中の除雪車は前進・後退を繰り返すことがあります。除雪車へ近づくのは危険ですので、車間距離を取るようにしてください。

### 路上駐車、公共施設敷地内への 夜間駐車はやめてください

路上に車両があると、除雪作業を中断しなければなりません。緊急車両の通行の妨げにもなりますので、路上駐車は絶対にやめましょう。

また、公共施設敷地内への夜間駐車も除雪作業の妨げになりますので、駐車しないでください。

### 出入口の除雪は各ご家庭で

「除雪車が出入口に雪を置いていくので困る」という問い合わせがありますが、道路の除雪作業は皆さんのご協力のもとに成り立っています。ご迷惑をお掛けしますが、間口の雪処理にご理解をいただき、ご協力くださいますようお願いします。

### 危険箇所には目印を

除雪作業中は、危険箇所が雪に隠れてしまい、十分に確認できない場合があります。注意して作業してもらいたい場所や構造物がある場合は、「竹ざおに赤布を付ける」などの方法でお知らせください。

### 除雪作業が遅れる場合があります

除雪作業はできるだけ早い時間に終えるように努めていますが、降雪時間や積雪状況などによっては作業が遅れる場合があります。順次、除雪作業を行いますので、ご了承ください。また、通勤・通学の際は、普段よりも時間に余裕をもった行動をお願いします。

### 垣根や立木にもご注意を

垣根や立木の枝が除雪車の通行に支障をきたす場合があります。伸びた枝は切り落とすなどしてください。また、緊急を要する場合には町で切り落とすことがありますので、ご了承ください。

一人暮らしの高齢者・高齢者のみの世帯の方へ

## シルバー人材センター会員が除雪作業を引き受けます

### ～軽度生活援助事業～

一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、身体が不自由なために除雪ができない方などを対象に、シルバー人材センターの会員が有料で除雪作業を行います。

**対象者** ●次の要件をすべて満たす方

- ①65歳以上の単身世帯または高齢者のみの世帯の方
- ②心身の障がいや傷病などにより、生活援助が必要な方
- ③町民税非課税世帯の方

**作業内容** ●玄関前や玄関から道路までの除雪

**利用料金** ●シルバー人材センターの利用単価の1割を負担していただきます。

**申込方法** ●下記窓口まで直接お越しください。

**注意事項** ●・年間40時間まで利用できます。

・この事業は毎年申し込みが必要です。

**申問**  
美郷町シルバー人材センター  
(本館コミュニティセンター内) ☎0187(84)0307  
町福祉保健課 地域包括支援班  
☎0187(84)4907

## 雪捨て場はこちら

屋根や宅地の雪を捨てる場合は、下記の雪捨て場を利用してください。運搬は各自で行ってください。

**お願い**

- 雪以外のものを混ぜないでください。
- 事故がないよう慎重に作業してください。

雪捨て場内での作業の安全を確保するため、利用時間を設定しています。運搬する方は、利用時間の厳守をお願いします。

**利用時間** ●午前8時～午後4時30分



## 除雪に関するお問い合わせ

千畳地区 北除雪センター ☎0187(85)2852

六郷地区 中央除雪センター ☎0187(84)3730

仙南地区 南除雪センター ☎0187(83)2118

町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

# 雪かきはルールを守って

雪かきを手早く終わらせるためにも次のことにご注意ください

## 道路に雪を出さないで

屋根の雪や除雪車が除雪した雪を道路上に出さないでください。また、屋根から落ちた雪は建物の所有者が責任をもって処理するか、雪が屋根から落ちないよう雪止めなどを設置してください。

屋根からの落雪が通行人や通行車両へ直撃して事故が発生した場合は、建物の所有者の責任になります。

## 溢水(水つき)に注意

溢水を防ぐため、側溝などに一度に大量の雪を入れないでください。また、下流の状況を確認し、溢水が生じている場合は投雪を控えてください。

## 流雪溝・融雪溝のフタは必ず閉めて

流雪溝などに排雪した後は、必ずフタを閉めてください。過去に、通行人が融雪溝に転落する事故が発生しています。フタの開閉は使用者の責任で行ってください。

## ご注意ください!

完全に閉じられていないフタの上を除雪車が通ると、フタが破損する場合があります。使用者の負担で修理していただきますので、ご注意ください。

使用した後に開けたままにしていたフタの上を人や車両が通行し、他人に損害を与えた場合も使用者の責任になります。

フタが凍らないようビニールなどを挟む場合は、ビニールを必要以上に広げないでください。通行人が足を滑らせる可能性があり、たいへん危険です。